

第4回いわき市契約適正化委員会

1 委員会の概要

日 時：令和4年11月8日(火) 10時00分～11時00分

場 所：Web会議方式

出席者：

委員

猪狩堅一委員(委員長)、磯崎泰三委員、川崎友美委員、緑川猛彦委員、渡辺秀徳委員
市側

財政部長、財政部契約課

生活環境部長、生活環境部下水道事業課、生活環境部北部清掃センター

土木部長、土木部土木課、土木部河川課

四倉支所長、四倉支所経済土木課

水道局長、水道局工務課、水道局浄水課

医療センター事務局長、医療センター施設管理課

次 第

開会

議事

入札・契約の状況について

指名停止の状況について

その他

次回の日程等について

その他

閉会

2 発言内容

【司会(契約課長補佐)】

皆様お揃いでございますので、ただいまから、「第4回いわき市契約適正化委員会」を開催いたします。本日の委員の出席につきましては、出席委員が5名で、過半数に達していることから、「いわき市契約適正化委員会設置要綱」第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

Web会議形式にて実施して参りますが、複数で対応している部署において、説明や質問等の発言はマスク着用、着座にてお願いします。

それでは、事前に送付しております次第に従いまして進めて参りたいと考えておりますが、まずは資料の確認をさせていただきます。

『次第』、『資料1』～『資料4』でございますが、よろしいでしょうか。

(委員賛同)

続きまして議事に入りますが、議事について、「いわき市契約適正化委員会設置要綱」第5条第2項の規定に基づき、委員長が会議の議長となることとなっておりますので、猪狩委員長よろしくをお願いします。

【議 長（猪狩委員）】

これより議事に入ります。よろしくをお願いします。

はじめに、本日の議事概要に署名する委員についてですが、今回、発注部署からの報告を求めた契約事案を抽出した緑川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員賛同）

御異議ないものと認め、緑川委員よろしくをお願いします。

また、議事概要の公表にあたり、前回と同様、署名する委員と委員長である私が確認した後、市ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

（委員賛同）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

2- 入札・契約の状況について

【議 長】

最初に、「入札・契約の状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

資料1により説明

（対象案件：市117件、水道局45件、医療センター31件の合計193件）

【議 長】

抽出された事案について、各発注部署からの報告となりますが、資料2のとおり、緑川委員から事案が抽出されました。

抽出にあたり、緑川委員より意見等がありましたらお願いします。

【緑川委員】

特に意見はありません。

資料のとおりで結構です。

【議 長】

では、抽出事案に対する報告等をお願いします。

No.1～3について、生活環境部より説明をお願い致します。

【生活環境部長】

No.1「公共下水道 東部浄化センター建設工事（場内配管）」について、雨水を一時的に溜めておく滞水池へポンプ場から雨水を送る送水管及び返送管の建設工事を発注し、一般競争入札を行ったものです。

次に、No.2「公共下水道 東部合流幹線築造工事（マンホールポンプ設備）」について、東部処理区の汚水を中部浄化センターへ送る幹線上に設置するマンホールポンプ設備の建設工事を発注したものであり、こちらも入札方法は一般競争入札を行ったものです。

最後に、No.3「北部清掃センター2号炉補修工事」について、北部清掃センターの2号焼却炉内の耐火物が経年劣化し破損の恐れがあることや、焼却炉の入口であるごみ投入ホッパの鋼板に摩耗が見られることから、安定的なごみ焼却を行うため、補修工事を発注し、随意契約による契

約を行ったものです。

概要は以上ですが、詳細については担当課長及び担当所長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

【下水道事業課（課長）】

No. 1（契約金額が大きいにも関わらず入札参加業者数が1者しかない。）の理由について、当該工事の発注は、建設業者選定委員会の審議を経て、「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」等に基づき、一般競争入札を行ったものです。

参加要件に合致する業者の数は、40者おりましたが、開札の結果、応札した者が1者となったものであり、この結果については、適正な事務手続きによる入札を行った結果であると捉えております。

続きまして、No. 2（入札参加者数が1者しかないが、落札率が高い。）についてですが、当該工事の発注は、建設業者選定委員会の審議を経た参加要件により、一般競争入札を行ったものです。参加要件に合致する業者の数は、47者おりましたが、開札の結果、応札した者が1者であり、落札率が97.24%となったものです。

予定価格の算出基礎となる積算基準類や積算単価の一部は、刊行物や福島県のホームページ等で公開されており、応札者は、予定価格に近い金額を算出することが可能と思われることから、この結果についても、適正な事務手続きにより入札を行った結果であると捉えております。

当課からの説明は以上です。

【北部清掃センター（所長）】

No. 3の（金額が大きいにも関わらず随意契約なので、随意契約の上限金額を知りたい。）についてですが、本工事は2号焼却炉の補修を行うもので、製造者独自の技術や専用部品を必要とし、当該焼却炉の製造者と契約しなければ契約の目的を達成することができない工事です。

そのため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用した随意契約としたものです。

ご指摘の上限金額につきましては、当該法令適用号では定められておりません。

当センターからの説明は以上です。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの生活環境部の説明について、緑川委員いかがですか。

【緑川委員】

承知しました。ありがとうございました。

【議 長】

この委員会は、いわき市の適正な入札・契約事務の向上を図るため、「定期的な報告を受け、それに対して意見を述べること」が大切な役割となりますので、委員の皆さま積極的に発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺委員お願いします。

【渡辺委員】

（No. 3について）改めて確認ですが、今回の随意契約の理由が地方自治法施行令167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」ということですが、競争入札に適さないと判断した理由をもう一度お聞かせください。

【北部清掃センター（所長）】

焼却炉ですが、内部の温度が極めて高くなるなど厳しい環境になるため、それに耐えられるように構造・形状等がその業者独自で造られており、他の業者では修繕等が不可能であることから競争入札に適さないと判断しました。

説明は以上となります。

【渡辺委員】

（『資料1 契約一覧表 1 建設工事等 随意契約』の）「4 南部清掃センター 焼却炉改修工事」も同じでよろしいでしょうか。

【北部清掃センター（所長）】

はい、そのとおりでございます。

【渡辺委員】

ありがとうございます。

【議 長】

他にございませんか。

緑川委員お願いします。

【緑川委員】

最初に造るときに汎用性のものではない場合、ずっとその業者指定になってしまうということですか。

【北部清掃センター（所長）】

修繕する場所にもよりますが、大規模修繕工事になりますとどうしてもその製造者でなければ対応ができないため、そのようなかたちになってしまいます。

【緑川委員】

そうすると、最初に造るときに、業者選定を慎重にしなければならないということですね。

【北部清掃センター（所長）】

そのとおりでございます。

【緑川委員】

ありがとうございます。

【議 長】

他にございませんか。

生活環境部の説明についてはよろしいでしょうか。

（委員賛同）

【司 会】

では、生活環境部は退出願います。

【議 長】

続きまして、No. 4～5について、土木部より説明をお願い致します。

【土木部長】

No. 4「細田・北野線道路改良工事」について、幅員が狭隘で車両通行に支障をきたしている当該路線において、幅員を拡幅し地域住民の生活環境の向上を図るため、道路改良工事を発注したものです。

入札の実施にあたり、「市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」に基づき、一般競争入札としました。

次に No. 5「緊急自然災害防止対策事業 鹿又川河川改良工事」について、緊急自然災害防止対策事業により、災害発生の予防と災害の拡大の防止を目的とし、普通河川鹿又川の河川改良工事を発注したものです。

入札の実施にあたり、「市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」における対象工事に該当しないため、指名競争入札としました。

概要は以上です。詳細は担当課から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

【土木課（課長）】

No. 4（予定価格が低いにも関わらず参加業者数が多い。）の理由として、施工箇所が水田などの耕作地内に位置し、平地であるなど施工条件も良いため、高い収益が見込める工事と捉えられたものと考えております。

さらに、当該工事は側溝工と舗装工に工種が限定され、比較的施工内容が容易なため、登録業者数が多いBランク業者でも施工可能な内容であることから参加業者数が多くなったものと考えております。

当課からの説明は以上です。

【河川課（課長）】

No. 5（入札参加者数が1者しかない。）の理由として、指名事業者への聞き取り等は実施しておりませんが、川前地区に登録業者が少ないこと、当該工事の施工箇所が本市の最北部であり、川内村に近い場所に位置することから、川前地区以外の事業者は事業所から施工箇所までの距離が遠く、資材の運搬や現場への到着時間などの面で施工条件が不利であると判断したことなどによるものと推測しております。

当課からの説明は以上です。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの土木部の説明について、いかがでしょうか。

（委員賛同）

【司 会】

では、土木部は退出願います。

【議 長】

続きまして、No. 6について、四倉支所より説明をお願い致します。

【四倉支所長】

No. 6「普通河川 小久川河川改良測量設計委託」について、当該河川は大雨による浸食や堆砂

で流下能力が低下し、災害が頻繁に発生しており、河川改良事業により流域環境の改善と災害の防止を目的として整備するため、測量設計を委託したものです。

測量設計委託の入札について、測量、地質調査、設計業務委託業者選定基準に基づき指名競争入札で行っております。

詳細は担当課から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

【経済土木課（課長）】

No. 6（落札率が高い。）について、当該設計委託は指名競争入札により、市内の測量・設計業務に登録している全 20 者のうち、技術力及び地域性を考慮しつつ 10 者を選定し、入札を実施しております。

開札の結果、全 10 者が応札、入札額は全者が均衡、落札率は 99.15%でした。

落札率が高い理由は、発注者の適正な設計と、設計業務等標準積算基準及び土木・建築関係委託設計単価表が福島県ホームページで公開されていることにより、応札者においても適正な積算を可能としていると考えております。

当課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございます。

ただいまの四倉支所の説明について、いかがでしょうか。

緑川委員申し上げます。

【緑川委員】

単価が公開されているとのことですが、すべての項目が公開されているのですか。

【経済土木課（課長）】

すべて公開しています。

【緑川委員】

そうすると業者による金額の違いは数量の違いでしょうか。

【経済土木課（課長）】

数量はすべて同一で、単価又は経費率的なものによって異なっていると思われれます。

【緑川委員】

わかりました。ありがとうございます。

【議 長】

他にございますか。

では、四倉支所の説明についてはよろしいでしょうか。

（委員賛同）

【司 会】

では、四倉支所は退出願います。

【議 長】

続きまして、No. 7 について、財政部より説明をお願い致します。

【財政部長】

No. 7「いわき市防災ラジオ」について、危機管理部災害対策課において緊急時に災害情報を迅速かつ的確に伝達し、避難行動要支援者の避難支援につなげるため、防災行政無線の緊急FM放送を自動起動して受信する防災ラジオ1,000台を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約により購入したものです。

概要は以上です。詳細は担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【契約課（課長）】

No. 7（特定の事業者から随意契約で購入している理由を確認したい）について、いわき市防災ラジオは、いわき市またはFMいわきが緊急放送を行う際にFM局から発信される緊急信号を受信すると自動で起動するラジオであり、防災情報を確実に伝達できるよう、聞き逃し防止のための録音機能を備えているものです。

当該防災ラジオは、製造元と契約相手方が共同開発したものであり、FMいわきの周波数を使用しての音声告知放送を行うなどの仕様は、契約相手方独自のものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、同社との随意契約で購入したものです。

当課からの説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの財政部の説明について、いかがでしょうか。

緑川委員お願いします。

【緑川委員】

1,000台のラジオはどこに設置するのですか。

【契約課（課長）】

市内に住んでいる高齢者の方を基本とし、自宅にインターネット環境が整っていない場合など、市の防災情報をホームページや携帯電話等から得にくい方々に無償で貸し出しをしています。

【緑川委員】

わかりました。

穿った見方をすると、契約相手方が「こういうものを開発したので市で採用してくれませんか」とお願いをして、市で買い取ることを内輪で決定したような印象を受けたのですが、そういうことはありませんか。

契約相手方でなくても同種の機械を持っているところはあるのではないのでしょうか。もしくは契約相手方以外では作れないということでしょうか。

【契約課（課長）】

市とFMいわきが災害時の緊急放送について協議を重ねた結果、製造元と契約相手方が共同で開発したものであり、意図的に決定したわけではありません。

【緑川委員】

わかりました。

価格も1台11,000円となっていますが、適切ですか。

【契約課（課長）】

当該ラジオを供給できるのは、メーカーである製造元と共同開発者の契約相手方であり、そのうち入札参加有資格者名簿に登録があるのは、契約相手方のみとなっております。さらに、

原課において両者から見積もりを取った結果、製造元の方が高価であり、製造元は名簿に登録もしていないため、契約相手方との随意契約となりました。

【議 長】

他にございますか。
渡辺委員お願いします。

【渡辺委員】

福島県の場合、一定以上の物品購入については、条件付きの一般競争入札を行うことにしています。

参考までに、県の制度について報告させていただきました。

【契約課（課長）】

いわき市の場合、地元業者の育成のため指名競争入札あるいは随意契約としており、本案件は他の業者では供給が困難であります。

原課からの聞き取りによりますと、仮に新しくこのようなラジオを開発した場合、開発期間は1年以上かかる見込みであるため、随意契約で購入したことはやむを得ないと考えております。

なお、物品等における一般競争入札の導入については、これまでもご意見をいただいておりますので、他市等の状況なども踏まえ、検討しているところでございます。

【議 長】

他にございますか。
財政部の説明については、よろしいでしょうか。

（委員賛同）

続きまして、No. 8～9について、水道局より説明をお願いします。

【水道局長】

No. 8「若葉台配水管（第174-78号）改良工事」について、昭和52年に布設された水道管の更新を図り、水道水の安定供給を図るため改良工事を発注したものであり、入札方法は、「いわき市水道局建設工事に係る一般競争入札実施要綱」に基づき一般競争入札を行いました。

No. 9「泉浄水場中央監視設備改良工事（その3）」について、平成14年に設置した中央監視設備の経年劣化が著しく、部品の製造中止等により修繕対応が困難となったことから、更新工事を発注したものであり、入札方法は、「地方公営企業法施行令」に基づき随意契約を行いました。

概要は、以上です。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

【水道局工務課（課長）】

No. 8（他の配水管改良工事では参加業者数が複数にも関わらず、この工事での参加業者数が少ないのはなぜか。）の理由について、入札参加は業者の判断によるもので、理由についてはわかりませんが、各業者は発注された工事の内容・場所・工期などから、工事の規模や難易度、監督員や技術者の確保、地域的な要因（遠い近い、交通量、住宅密集度、他）などの施工性を含め、総合的に判断したうえで、入札に臨んだものと思われます。

【水道局浄水課（課長）】

No. 9（金額が大きいかにも関わらず随意契約なので、随意契約の上限金額を知りたい。）につい

て、本工事は中央監視設備の更新をするもので、既設設備を移設し動作させながら、新規設備の設置・切替を行っていく必要があるなど、当該中央監視設備の製造者と契約しなければ契約の目的を達成することができない工事であります。

そのため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を適用し随意契約をしたものであり、ご指摘の上限金額について、当該法令適用号では定められておりません。

【議 長】

ありがとうございます。
ただいまの水道局の説明について、いかがでしょうか。
磯崎委員お願いします。

【磯崎委員】

No. 9「泉浄水場中央監視設備改良工事(その3)」について、「資料3 契約説明資料」に単年度工事を「その1」から「その3」の3回に分割と記載されていますが、示されている金額は単年度の金額という理解でよろしいのですか。

【水道局浄水課(課長)】

はい、そのとおりでございます。

【磯崎委員】

合計するとかかなりの額になると思うのですが、こういった観点で分割したのかということ、また、複数年度にまたがる工事として選択しなかった理由について、規律があるのか教えていただけませんか。

【水道局浄水課(課長)】

まず、工事の発注の仕方として、例えば当初年度に3か年分の継続費の設定、発注する方法もありました。

しかし、当該工事は1年目に施工しながら調査も含めて実施していく工事で、調査内容によって、翌年、翌々年の施工内容の詳細がある程度分かってくる工事なので、最初の年度で全ての工事を発注すると、それ以降の工事において、非常に多くの変更内容が生じるため、設計内容を固めてから翌年、翌々年の工事発注を行うという理由で、3か年に分割し、単年度ごとの工事にしました。

【磯崎委員】

結果的に3回になったという理解でよろしいですか。

【水道局浄水課(課長)】

そうですね。
結果的に3回になりました。

【議 長】

他にございますか。
緑川委員お願いします。

【緑川委員】

随意契約になると、あらかじめ金額を市が決めるのではなく、業者から提示された金額に市が合わせると落札率が100%になると思うのですが、どうですか。

【水道局浄水課（課長）】

設計する段階で必要な機器等の見積りを当該業者から徴収し、その見積額を採用した設計書を作成します。

しかしながら、その諸経費、施工の人工(にんく)関係などは標準積算基準を採用して設計しておりますので、業者の見積額の100%にならないケースが大半となっております。

【緑川委員】

そうすると、最初に決めるときに安価で入札し、その後、修理等で儲ける業者が出てくると思うのですが、そのようなことはないですか。

【水道局浄水課（課長）】

最初に新設工事として発注する場合は、必要な資料を局で作成し、その資料で製造している複数の業者から見積りを徴収し、その後、安い単価を採用しています。

ただし、各業者とも製品自体にある程度の特色を持たせた中で、共通の仕様を満たすかたちで見積りをしてきますので、仕様を満たしていれば金額が安い見積りを出してきた業者を採用せざるを得ないという状況です。

【緑川委員】

修理等で儲ける業者がないこともないですか。

【水道局浄水課（課長）】

道義的にいないと思っております。

【議 長】

他にございますか。

【議 長】

水道局の説明については、よろしいでしょうか。

(委員賛同)

続きまして、No.10について、医療センターより説明をお願いします。

【医療センター事務局長】

No.10「気道式ミニドライバの購入」について、整形外科の手術において、骨を削ったり、切ったり、穴をあけたりするための機器で、現在所有している機器4セットのうち1セットが故障したことにより、更新するため、同じ機種を選定し、指名競争入札を行ったものです。

詳細は担当課長が説明いたしますので、よろしくをお願いします。

【医療センター施設管理課（課長）】

No.10（落札率が非公表%のものが複数あるので、その理由を確認したい。）についてですが、医療機器は専門性が高いことから、納入可能な業者が、1者、あるいは2、3者と限られてしまうことが多く、予定価格の設定については、他の入札案件と同様に、納入可能な業者から参考見積書を徴収し、その見積価格を参考に予定価格の設定をしています。

その入札結果として、比較的高い落札率となることがほとんどであり、今回の6件については、落札率が非公表%になったものと考えております。

当課からの説明は、以上です。よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございます。
ただいまの医療センターの説明について、いかがでしょうか。
渡辺委員お願いします。

【渡辺委員】

予定価格及び最低制限価格の設定についての考えを教えてくださいませんか。

【医療センター施設管理課（課長）】

予定価格は納入可能業者から徴取した参考見積をもとに設定しており、物品購入の最低制限価格は設定しておりません（印刷物を除く）。
また、印刷物の見積額が基準額以上ですと最低制限価格を設定しております。

【渡辺委員】

先ほども述べましたが、県における手続きの場合、一定以上の物品購入については条件付きの一般競争入札を行うことにしています。

【議 長】

他にございますか。
緑川委員お願いします。

【緑川委員】

業者の意見を参考にすると、よくない業者が高く見積もりを示し、価格の決定の優先権を持つようなことになるのではないのでしょうか。
私は学校関係者ですが、物品購入の場合、入札になります。メンテナンス等が入ると特殊になりますが、単なる売買ならば、どこの業者でも取扱いが可能ではないのでしょうか。そのあたりはメンテナンス等も含んでいますか。

【医療センター施設管理課（課長）】

医療機器は、例えば故障した場合、業者が緊急に対応することになりますので、そういったことも含めて参加業者が少ないということもあります。

【議 長】

他にございますか。

【議 長】

医療センターの説明についてはよろしいでしょうか。

（委員賛同）

今回、抽出された 10 件について各部署からの説明は以上となりますが、ほかに御意見等がございますか。
川崎委員お願いします。

【川崎委員】

全体的なことですが、一般競争入札において多数の業者が参加している一方で、1 者しかない事例、指名競争入札で指名した業者数に対して、1 者しか入札に参加していない事例が多々見ら

れ、競争性という意味で条件設定の時に、より多数の業者が参加できるよう、検討していただきたいと思います。

【議 長】

ほかに御意見等がございますか。

ないようですので、「入札・契約の状況について」は以上となります。

2 - 指名停止の状況について

【議 長】

続きまして、「指名停止の状況について」です。

事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

資料4により説明

【議 長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

では、「指名停止の状況について」は以上となります。

3 その他 次回の日程等

【議 長】

続きまして、「その他」に入ります。

「次回の日程等」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

第5回の開催は、来年2月の予定となります。

日程の詳細は、事務局で調整の上、改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いします。

また、事案を抽出していただく委員は、第1回の委員会において輪番としましたので、次は50音順で渡辺委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【渡辺委員】

承知いたしました。

【議 長】

では、次回の事案抽出は渡辺委員にお願いします。

また、開催の日程については事務局で調整をお願いします。

3 - その他

【議 長】

続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

その他について、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから入札・契約に関する質問や意見等を御自由に発言していただきたいと考えております。
よろしくをお願いします。

【議 長】

委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はございませんか。
磯崎委員をお願いします。

【磯崎委員】

前回の委員会から今回までの間において、田村市で不祥事がありました。不祥事案が出てきたときに市役所内で情報の共有や対応などについて検討することがあるのですか。

【契約課（課長）】

他市で不祥事などがあった場合、契約課から通知等を出すこともありますが、今回のような職務執行上の、公務員倫理なことについては、人事又は職員の規律に関係する部署から庁内周知等をして、規律を正しくしていく通知等しています。

【議 長】

他にございますか。

なければ、以上をもちまして会議は終了となります。
会議の円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

4 閉会

【司会】

以上をもちまして、第4回いわき市契約適正化委員会を閉会します。
皆様、誠にありがとうございました。事務局が最後に退出しますので、皆様、退出願います。